

平成30年度第7回総会（月例）議事録

日 時	平成30年10月26日（金） 午前10時開会																		
場 所	教育総合センター2階 女性会館																		
出席委員 （16名）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">上入來 幸一（会長）</td> <td style="width: 33%;">松下 清美（会長代理）</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>有村 伊智博</td> <td>岩元 節朗</td> <td>仮屋 幸孝</td> </tr> <tr> <td>弟子丸 宗一</td> <td>豊留 辰男</td> <td>園山 一則</td> </tr> <tr> <td>鳩宿 隆雄</td> <td>福永 大悟</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td>村山 利清</td> <td>脇田 サトエ</td> <td>中村 秀彦</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>堀之内 薫</td> </tr> </table>	上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）		有村 伊智博	岩元 節朗	仮屋 幸孝	弟子丸 宗一	豊留 辰男	園山 一則	鳩宿 隆雄	福永 大悟	永尾 寛	村山 利清	脇田 サトエ	中村 秀彦			堀之内 薫
上入來 幸一（会長）	松下 清美（会長代理）																		
有村 伊智博	岩元 節朗	仮屋 幸孝																	
弟子丸 宗一	豊留 辰男	園山 一則																	
鳩宿 隆雄	福永 大悟	永尾 寛																	
村山 利清	脇田 サトエ	中村 秀彦																	
		堀之内 薫																	
欠席委員 （3名）	堂免 修 上四元 正昭 横峯 明人																		
事務局	<p>事務局長 馬場</p> <p>主 幹 榊</p> <p>支局主任 大小田、小山田、下野、吉永、中村、溝川、今吉、濱畑、引地</p> <p>専門員 栗須、橋口、徳永、矢崎、山本、有田</p> <p>主 査 内村、取達、大久保、二俣、原口、水盛</p> <p>主 任 鮫島</p>																		
農政総務課	主 査 浜田																		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積計画に関する件 6 相続税の納税猶予に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 																		
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 5 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 6 農地パトロールの結果について 7 農地パトロールについて 																		

議 長

開 会（午前10時）

定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第7回総会を開催いたします。

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中16人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、堂免委員、上四元委員、横峯委員から出されています。

喜入の発表委員は、8番委員に変更になります。

次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、仮屋委員、村山委員をお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。

議題6.「相続税の納税猶予に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議題の審議に入って参ります。

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 3 ページ 7 件	
議 長	それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9 番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：労力不足、権利の種別の内容：所有権移転、売買。 番号 2 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。 番号 3 号、相手要望、農業廃止、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉田、14 番委員お願いします。
14 番 委 員	ご報告します。 番号 4 号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 番号 5 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与 以上です。
議 長	次に、郡山、18 番委員お願いします。
18 番 委 員	ご報告します。 番号 6 号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 番号 7 号、規模拡大、農業廃止、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件の全ては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」7 件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 4ページ 1件	
議 長	次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 それでは、喜入、8番委員お願いします。
8 番 委 員	ご報告します。 番号1号、転用目的・施設等：一般住宅、住家1棟112.20㎡、庭敷地等377.80㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・西…他人畑、南…農道、本人畑、北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽。 この件につきまして補足説明をいたします。 申請地は、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地で、農地区分は「第1種農地」に該当します。 「第1種農地」は原則として農地転用することができませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外となる「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 今回の第4条の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第1種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 〔「16番委員」挙手あり〕 はい、16番委員どうぞ。
1 6 番 委 員	この農地に申請人の方がお住まいになるのかどうか教えてください。
喜 入 支 局	申請人は現在、大島郡知名町にご在住ですが、教職員でございまして、来年3月にこちらの方に転勤で帰ってくるということで、ご自宅を建築するということを聞いております。
1 6 番 委 員	わかりました。

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、農地区分が第1種農地であるため、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 5ページ～14ページ 27件</p>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：所有権移転、売買、転用目的・施設等：資材置場、資材置場109.15㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人田、西…宅地、南…水路、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号2号、所有権移転、贈与、駐車場、貸駐車場450.00㎡、転回場等362.00㎡、東…県道、宅地、西…水路、南…里道、北…宅地、雑種地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟74.52㎡、庭敷地等125.48㎡、東・南…宅地、西…里道、北…私道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号4号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟111.45㎡、庭敷地等235.55㎡、東…里道、宅地、西・南…宅地、北…市道、渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>番号5号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟155.06㎡、庭敷地等374.94㎡、東・南…渡人畑、西…雑種地、山林、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきましては、事務局より補足説明いたします。</p>
谷 山 支 局	<p>この件について補足して説明致します。</p> <p>申請地は、谷山支所から西へ約2km離れた、住家及び農地と山林等が混在する既存集落の入口付近に位置しております。</p> <p>譲受人は、申請地内に平屋建二世帯住宅を建築するものですが、設計図面によりますと、本人世帯と親世帯の住居を約5m離して建築し、両住居の間を一体構造の渡り廊下で連結することから建築確認上は建物1棟となっており、土地利用計画と照らし合わせた結果、転用面積が530㎡になることも止むを得ないと判断したところでございます。</p>

9 番 委 員	<p>続きです。</p> <p>番号6号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟73.70㎡、庭敷地等199.02㎡、東…宅地、他人畑、渡人畑、北…渡人畑、西…宅地、渡人畑、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号7号、所有権移転、売買、建売住宅、住家1棟62.10㎡、庭敷地等139.90㎡、東…他人畑、西…市道、南・北…私道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟130.13㎡、庭敷地等129.87㎡、東…私道、西・北…宅地、南…水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>通路については、東側の私道は利用せずに、南側の水路に鉄筋コンクリート製橋蓋を架設し市道からの専用通路を設けることで、水路管理者と協議が整っております。</p> <p>番号9号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場930.00㎡、転回場等359.00㎡、東…学校用地、西…他人畑、南…雑種地、北…私道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、東桜島、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、畜舎、牛舎1棟315.00㎡、給水タンク1棟15.60㎡、転回場等382.40㎡、東…山林、西…他人畑、南…他人畑、山林、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…搬出。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、東桜島支所の北東約700mに位置する農用地区域内農地です。</p> <p>譲受人は、隣接地で畜産業を営んでいますが、事業の規模拡大にあたり、農地法の許可を得ないまま、平成29年11月に牛舎を建築しており、今回、始末書添付のうえ追認許可を得ようと申請されたものです。</p> <p>なお、申請地は農用地区域内農地ですが、平成30年9月25日付けで用途区分変更済であり、農用地区域内農地の不許可の例外である、農地法第5条第2項ただし書きに規定する「農用地利用計画指定用途に供する場合」に該当することから、申請はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>申請人に対しては、代理人を通じ、今後は農地法を順守するよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。

1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、駐車場、駐車場250.00㎡、車庫1棟30.00㎡、東・西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号12号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟124.03㎡、庭敷地等186.97㎡、東…市道、南…宅地、西・北…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号13号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟60.45㎡、庭敷地等314.55㎡、東・西…市道、南…宅地、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟82.81㎡、庭敷地等231.19㎡、東・北…渡人畑、西…雑種地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟79.49㎡、庭敷地等314.51㎡、東・北…他人畑、西…宅地、県道、南…私道、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号16号、所有権移転、売買、畜舎、牛舎1棟495.00㎡、堆肥舎100.00㎡、飼料置場等4,231.00㎡、東…他人畑、西…山林、南…他人畑、山林、北…市道、境界…土留、雨水…市道側溝、汚水…堆肥舎。</p> <p>この件について補足説明を申し上げます。</p> <p>申請地は、支所から南西に約3kmに位置する農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に位置する「農用地区域内農地」です。</p> <p>申請人は市内で畜産業を営む個人で、今回、申請地を買い受け、牛舎等を建築しようとするものです。ついては、農用地区域内農地の不許可の例外である農地法第5条第2項但し書きに規定する「農用地利用計画指定用途に供する場合」に該当することから、申請はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>番号17号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟74.08㎡、庭敷地等392.97㎡、東…貸人畑、西…宅地、南…他人畑、貸人畑、北…市道、境界…土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について補足説明を申し上げます。</p> <p>申請地は、支所から南西に約2.5kmに位置し、昭和35年から昭和42年にかけて農地保全整備事業が行われた第1種農地に該当します。申請人は、親と同居している会社員で、今回、申請地を父から使用貸借により借り受け、一般住宅1棟を建築しようとするものです。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として許可することはできませんが、申請施設は不許可の例外である農地法施行規則第33条第4項に規定する「集落接続施設」に該当することから、申請はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、喜入、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、所有権移転、贈与、材木仮置場、倉庫1棟13.80㎡、駐車場105.00㎡、作業場等465.20㎡、東…市道、西・北…他人畑、南…里道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から南西へ約1.5kmの場所に位置し、山間に近い場所にあります。申請者は、山林から切り出した材木を一旦当該地へ運び込み、かつおぶし加工用の薪として裁断し出荷しております。</p> <p>申請者は、農地を転用する際には許可が必要である事を知らず、すでに材木仮置場及び作業場として使用していたため、今回始末書を添付し、追認許可を得ようとするものです。</p> <p>申請者には代理人を通じ、農地を転用する際には農地法の許可が必要であることを指導しました。</p> <p>番号19号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟134.35㎡、通路86.00㎡、庭敷地等305.65㎡、東…貸人畑、西・南…他人畑、北…市道、貸人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分は「第1種農地」に該当します。</p> <p>「第1種農地」は原則として農地転用することができませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外となる「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号20号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟133.32㎡、庭敷地等252.68㎡、東…私道、宅地、西…宅地、南…水路、北…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号21号、所有権移転、売買、建売住宅、住家9棟497.83㎡、通路等2,297.46㎡、水路52.84㎡、東…渡人田、宅地、西・南…河川管理道路、北…県道、宅地、境界…ブロック積、雨水…河川放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号22号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟121.10㎡、庭敷地等133.90㎡、東・西・北…渡人畑、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号23号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟90.25㎡、庭敷地等405.75㎡、東…市道、西…山林、南・北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号24号、所有権移転、売買、資材置場、貸資材置場1,900.58㎡、プレハブ2棟120.00㎡、駐車場等428.50㎡、東…宅地、雑種地、西…里道、南…市道、北…宅地、山林、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号25号、所有権移転、売買、建売住宅、住家5棟236.80㎡、通路等754.20㎡、東…渡人畑、西…市道、南…里道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ約2.5kmに位置する第1種農地の特定土地改良事業等の施行区域内にある農地に該当します。</p> <p>申請人は市内で不動産業を営む法人です。</p> <p>申請地は第1種農地であり、原則として農地転用許可することができませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外である集落接続施設に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号26号、所有権移転、売買、宅地分譲、宅地分譲1,266.89㎡、通路541.99㎡、東・北…水路、西…他人田、南…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号27号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟94.05㎡、庭敷地等253.66㎡、東・西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号10、16号は農用地区域内農地、番号17、19、25号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」27件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農地区分が農用地区域内農地である番号10、16号、第1種農地である番号17、19、25号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
議題4. 非農地認定に関する件 15ページ～20ページ 9件	
議 長	<p>次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本庁、16番委員お願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：孟宗竹自然繁茂、約70年経過、現況山林。</p> <p>番号2号、調査結果：作業所1棟、43年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、9番委員お願いします。</p>
9番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：公園（史跡）として32年経過、現況雑種地。</p> <p>この件につきましては、事務局より補足説明いたします。</p>
谷山支局	<p>この件について補足して説明致します。</p> <p>申請地は、坂之上団地北端の市街化区域の一角にあり、刀工（刀鍛冶）第56代波平安張に係わる石碑類が5基現存しております。</p> <p>史跡として、鹿児島市教育委員会編纂「ふるさとの史跡めぐり」にも記載されておりますが、建立時期等は石碑の風化等により刻まれている文字の判読が困難なため不詳です。</p> <p>なお、維持管理については、申請人家族が代々無償で行なっており、昭和61年に敷地の表面をコンクリートで舗装したとの事であり、この時を以て非農地に至る起点日とすると共に、現況地目が田・畑や原野、墓地等の特定用途に該当しておらず、課税担当部署においても雑種地との見解に相違ないことから、雑種地の非農地と判断したところでございます。</p>

9 番 委 員	<p>続きです。</p> <p>番号4号、調査結果：9084-口、9085-3：住家1棟、30年経過、現況宅地。9085-1、9085-2：住家1棟、50年経過、現況宅地。9084-2、9085-4：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号5号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、4番委員お願いします。
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、調査結果：住家1棟、53年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、東桜島、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、調査結果：牛舎3棟、約30年経過、現況雑種地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、調査結果：住家1棟、17年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、調査結果：雌竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「非農地認定に関する件」9件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>

議題 5. 農用地利用集積計画に関する件 21ページ～29ページ 11件	
議 長	<p>次に、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議題5.「農用地利用集積計画に関する件」について、ご説明申し上げます。 21ページをお開きください。</p> <p>「議案第5号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成30年10月31日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権5件8,793.00㎡、うち新規3件5,195.00、賃借権6件10,100.00㎡、全て新規、合計11件18,893.00㎡、うち新規9件15,295.00㎡となっております。</p> <p>次に22ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が3件、3年、5年が各1件となっております。</p> <p>次に23ページをお願いします。</p> <p>これは、21ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間10年が3件、3年が2件、5年が1件となっております。</p> <p>次に24ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権11筆、賃借権10筆、計21筆。面積は、田6,669.00㎡、畑12,224.00㎡、計18,893.00㎡うち更新分は、3,598.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は11人。うち更新分は2人となっております。</p> <p>次に25ページから29ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10aの賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 6. 相続税の納税猶予に関する件 30ページ 1件	
議 長	<p>次に、議題 6. 「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>30ページにつきましては、1番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、1委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p style="text-align: center;">(1番委員離席後)</p> <p>それでは、吉野、17番委員お願いします。</p>
17番委員	<p>30ページをお開きください。</p> <p>相続税の納税猶予の証明に係るものでございます。</p> <p>相続開始年月日は、平成24年3月1日でございます。</p> <p>申請人は被相続人の子でございます。今回が3回目の発行でございます。</p> <p>申請は、平成30年9月28日に提出され、10月16日に19番委員、私、事務局職員3名の計5名で現地を調査いたしましたので、その結果についてご説明いたします。</p> <p>今回、調査いたしました申請農地は、全て畑でありました。</p> <p>番号1から3は続き地で、ハウスに、ほうれん草・春菊・水菜が作付され、また、露地には人参、じゃがいも、白菜が作付されておりました。</p> <p>番号4には、さつまいもが作付され、ブロッコリー・キャベツを作付予定でございました。</p> <p>番号5は、ハウスに、ほうれん草が作付され、露地には、里芋、深ねぎ、ピーマンが作付され、キク、においヒバが植付け中でございました。</p> <p>番号6は、ハウスに、ほうれん草、水菜が作付されておりました。</p> <p>従いまして、各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っておりますので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については、支障がないものと判断いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p> <p>次の審議に入ります前に、1番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(1番委員着席後)</p>
議題7. 農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件 別冊資料2 5件	
議 長	<p>次に、議題7.「農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 まず、吉野、17番委員をお願いします。</p>
17番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、川上町大迫地区にあり、吉野支所から北へ約2.2kmに位置し、東・北側は市道、西・南側は渡人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、8番委員をお願いします。</p>
8番委員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町瀬々串上地区にあり、喜入支所から北西へ約6.4kmに位置し、東側は渡人畑、西・南側は市道、北側は他人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部近接地であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、15番委員をお願いします。</p>

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町隠迫地区にあり、松元支所から北東へ約2.5kmに位置し、東側は渡人畑、宅地、西・南側は里道、北側は渡人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>次に、14ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、入佐町九万田地区にあり、松元支所から南西へ約2.5kmに位置し、東・南側は宅地、西側は市道、北側は渡人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>なお、申出地には、すでに一般住宅が建築されているものを、農政総務課から意見を求められたものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。18ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、駐車場</p> <p>4. 現況、申出地は、郡山町栢良ヶ迫地区にあり、郡山支所から北西へ約2.9kmに位置し、東側は受人畑、西側は水路、南側は雑種地、北側は他人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書の通りで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」5件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 31ページ～36ページ 6件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	<p>報告します。31ページです。 照会日：平成30年9月28日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年10月5日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、32ページです。 照会日：平成30年10月3日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年10月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、33ページです。 照会日：平成30年10月3日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年10月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、34ページです。 照会日：平成30年10月3日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年10月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、35ページです。 照会日：平成30年10月10日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成30年10月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。</p>
議 長	次に、吉野、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	<p>報告します。36ページです。 照会日：平成30年10月2日、現況：農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況農地である。 処理状況：平成30年10月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。</p>
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 37ページ～38ページ 8件	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

<p>事 務 局</p>	<p>37ページをお開きください。</p> <p>報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は8件です。</p> <p>登記地目別では、田4筆、3, 221.00㎡、畑16筆、8, 467.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が8件。権利の種別は、所有権が8件。農業委員会によるあっせん等は、無が8件となっております。</p> <p>38ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p style="text-align: center;">3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 39ページ～43ページ 16件</p>	
<p>事 務 局</p>	<p>39ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は、一般住宅、駐車場が各1件、合計2件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が11件、その他が2件、店舗等が1件、合計14件となっております。</p> <p>40ページは、4条関係2件、41ページから43ページは、5条関係14件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
<p style="text-align: center;">4. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 44ページ～48ページ 26件</p>	
<p>事 務 局</p>	<p>44ページ「報告事項4」をお願いします。</p> <p>平成30年9月27日認可の農用地利用配分計画に関する報告の集計です。</p> <p>これらは、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、平成30年10月1日から貸付の始期が始まるものです。</p> <p>使用貸借権15件19筆12, 951.00㎡、賃借権11件12筆9, 317.00㎡、合計26件31筆22, 268.00㎡となっております。始期は平成30年10月1日からになります。</p> <p>今回の分は、8月の総会で審議していただいた農用地利用集積計画で、農地を中間管理機構である県地域振興公社に貸し付けたものを、同公社が担い手へ貸し出したものになります。</p> <p>45ページから48ページは、先ほど説明しました農用地利用配分計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

5. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について	
別冊資料3	
事 務 局	<p>報告事項5 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料3をご覧ください。</p> <p>この報告は、担い手への農地集積・集約化を推進するため、今年6月から農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さんに実施していただいている、農地利用の意向確認を内容とする戸別訪問による総点検活動の実績を報告するものです。</p> <p>今回、8月期として8月の各地区推進協議会で名簿配付し、実施した総点検実施状況について報告いたします。</p> <p>この表は、各支局・合計欄ともに2段書きになっており、上の段が当月分として8月期を、下の段がこれまでの累計を記載しております。</p> <p>一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず、上の段の8月期については、訪問戸数179戸うち不在2戸、アンケート回答戸数176戸、貸出希望は、15戸305.37アール、借入希望は、2戸90.00アール、貸出・借入・中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数512戸うち不在19戸、アンケート回答戸数491戸、貸出希望は、62戸1,486.27アール、借入希望は、9戸422.00アール、貸出・借入・中間管理事業活用実績はございませんでした。</p> <p>各地区ごとの実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
6. 農地パトロールの結果について	
別冊資料4	
議 長	<p>次に、報告事項6「農地パトロールの結果について」</p> <p>報告事項7「農地パトロールについて」</p> <p>事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>8月の農地パトロールの結果について報告します。別冊資料4の1ページをお開きください。</p> <p>実施期間ですが、平成30年8月21日から8月31日に実施しました。</p> <p>各地区での調査日は、資料をお目通しください。</p> <p>調査結果については、無断転用はございませんでした。また、農地利用変更届出現地調査は、本庁地区1件、谷山地区6件、吉野地区1件、喜入地区1件、松元地区1件の計10件ございました。</p> <p>調査結果につきましては、2ページをお開きください。</p> <p>届出事項の未完了が、1番の中央地区1件、3番の谷山地区1件、9番の喜入地区1件の計3件ございました。</p> <p>他7件につきましては、記載のとおり届出事項完了でございました。</p> <p>以上で8月の農地パトロールの結果報告を終わります。</p>

6. 農地パトロールについて

別冊資料3

<p>事務局</p>	<p>続きまして、10月からの農地パトロールについて報告いたします。 3ページをお開きください。</p> <p>1. 実施期間ですが、平成30年10月29日（月）から10月31日（水）までの3日間を中心に実施します。調査出発時間は、午前の部は午前9時から、午後の部は午後1時30分から行います。</p> <p>2. このパトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけて実施します。</p> <p>3. 調査区域についてですが、本庁1班、谷山4班、吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの9地区19班でございます。</p> <p>4. 調査員ですが、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名、事務局・支局職員でございます。</p> <p>5. 調査方法についてですが、各班は、地区の農業委員と農地利用最適化推進委員2名と職員2名の4名で調査します。</p> <p>6. 調査確認の方法についてですが①遊休農地の調査は、写真を撮り遊休農地調査票に記入します。②無断転用農地は、無断転用調査票に記入します。</p> <p>7. 実施結果の整理についてですが、パトロールの実施結果は、班ごとに取りまとめて、無断転用農地、遊休農地について所有者等に対して指導や意向確認等を行います。</p> <p>農地パトロールの日程とコースについては、4ページから8ページに記載してありますので、お目通しをお願いします。よろしくをお願いします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>（議事終了：午前10時55分）</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、鹿児島市農業委員会委員候補者の推薦及び募集についてご説明します。「鹿児島市農業委員会委員の推薦及び募集」についての資料をお願いします。</p> <p>農業委員の任命については、農業委員会法に基づき手続きを進めて行くことから基本的な手続きや流れは、前回と同じになります。</p> <p>なお、募集要項及び推薦・応募用紙については、11月5日（月）から、農業委員会事務局及び各支局での配付となりますので、お含みおきください。</p> <p>それでは、「鹿児島市農業委員会委員の推薦及び募集」について、ご説明申し上げます。</p> <p>「1 募集人員及び構成」ですが、募集人員は、19人で変更はありません。</p> <p>市内全域を対象に募集を行いますが、地域ごと等の人数の考え方はこれまでと同様に、谷山地域3人、吉野・伊敷・吉田・東桜島地区を含む桜島・喜入・松元・郡山地域各2人、中央地域1人、このほか、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が1人です。</p>

構成は、19人のうち、過半数である10人以上は、認定農業者となります。

「2 主な業務内容」は、お目通しください。

「3 任用期間」は、平成31年4月29日から3年間となっております。

「4 農業委員の身分」は、本市の特別職の非常勤職員となり、報酬は、月額6万4千円で、市の報酬及び費用弁償条例に基づき支給されます。

「6 推薦を受ける者及び応募する者の資格」は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、本市に住所を有する者です。ただし、次の(1)～(4)に該当する方を除きます。

裏のページをお願いします。

「7 推薦及び募集期間」は、11月5日月曜日から12月3日月曜日までとなっております。

農業委員会事務局及び各支局に直接持参するか郵送で提出することとなります。郵送の場合は、最終日の当日消印有効となっております。メールやファックスは使用できませんのでご注意ください。

「8 推薦及び応募に係る手続き等」ですが、

推薦・応募書類は、事務局及び各支局の窓口で配布するほか、本市のホームページからダウンロードすることもできます。

農業委員候補者には、他の農業者や農業者で組織する団体などが推薦することも自ら応募することもできます。

推薦・応募様式については、募集期間前なので、皆様にお渡しできませんが、記入例をご覧ください。

(1) 農業者が個人で推薦する場合は、様式第1（個人推薦用）になります。

推薦に当たっては、10アール以上の農地を耕作する農業者等3人以上が連名し、当該農業者の代表者から推薦することになります。

(2) 農業団体等が推薦する場合は、様式第2（団体推薦用）、

(3) 個人で応募する場合は、様式第3（応募申込書）になります。

後ほど、記入要領をご説明いたしますが、記入例を参考に、できるだけ具体的に記入してください。

「9 推薦及び応募状況の公表及び内容」については、(2)の内容を受付期間の中間及び終了後に本市のホームページで公開します。

次のページをお願いします。

「10 候補者の評価及び決定」については、本市に設置された「鹿児島市農業委員会委員候補者評価委員会」において、提出された書類を基に評価を行い、同委員会の合議により評価の意見を市長に報告します。

市長は、農業委員候補者について、市議会の同意を得たうえで農業委員として任命します。

なお、必要に応じて面接等を行う場合がありますので、申し添えます。

「11 その他」ですが、

選考結果は、被推薦者、応募者及び推薦者（代表者）に文書で通知します。

提出書類は、返却しませんので、ご了承願います。

提出書類に記載された個人情報、適正に管理し、本目的以外には、使用しません。

また、農業委員の推薦・募集のほか「農地利用最適化推進委員（以下「推進委

員」といいます。)の推薦・募集も今後、予定しています。

農業委員と推進委員は同時に兼ねることができません。

また、農業委員に推薦・応募したものの選外となった方が、推進委員になることを希望される場合は、別途、推進委員の推薦・応募が必要となります。

推薦及び応募に係る書類の提出先・問い合わせ先は、みなと大通り別館4階の農業委員会事務局と各支局になります。

次に、推薦書及び応募申込書についてご説明します。記入例をご覧ください。

様式第1（個人推薦用）は、10アール以上の農地を耕作する農業者等3人以上が連名し、当該農業者の代表者が推薦する場合に使用します。

1の「農業委員への推薦を受ける者(被推薦者)」の項目のうち、中ほどの「経歴及び職歴」と「公職歴及び団体の役職歴」については、記入例のように詳細に記載してください。

認定農業者の方は、認定農業者として認定された年月とその旨を記入してください。

なお、認定農業者である法人の役員又は耕作若しくは養畜の事業に関する権限及び責任を有する使用人も認定農業者となりますので、その法人名と就任した年月も併せて記載してください。

また、農業委員は、各地域の農地利用の最適化の推進を担うことから、農業関係団体の役員歴のほか、地域における町内会や地域コミュニティ協議会などの地域振興に関する団体の役員歴がありましたら記載をお願いします。

裏面をご覧ください。

2の「推薦者(推薦する者)」の項目のうち、欄の中ほどに「農地利用の最適化の推進を推薦する地域」とありますが、これは農業委員候補者に具体的にどの地域で活動してほしいかを記載するものです。

先ほどご説明した地域ごとの割り振りは、ここに記載の地域により判断します。

3の「農業委員への推薦を受ける者の抱負」欄には、農業委員として、今後、どのような活動を目指すのか、熱い意気込みを詳細に記入してください。

次に、様式2（団体推薦用）は、農業団体等からの推薦に使用します。

1「農業委員への推薦を受ける者(被推薦者)」、2「推薦者(推薦する団体)」、「農地利用の最適化の推進を推薦する地域」、3「農業委員への推薦を受ける者の抱負」の記載要領は、先ほどの様式1と同じです。

最後に様式3が、農業者個人による応募申込書になります。

表面は、様式1、2の記載要領と同じになります。

裏面をご覧ください。

応募理由等や抱負については、具体的にまた詳細に記載をお願いいたします。

欄の下に「農地利用の最適化の推進を希望する地域」とありますが、これは、応募が、具体的にどの地域で活動するかを記載するもので、先ほどご説明した地域ごとの割り振りは、ここに記載の地域により判断します。

再度、申し上げますが、この推薦・応募書類は、農業委員候補者としての評価をするための、重要な基礎資料となりますので、できるだけ、具体的にまた、詳細に記入いただければと考えております。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

<p>事 務 局</p>	<p>「鹿児島市農業委員会委員の推薦及び募集」について、私からもお願いを申し上げます。</p> <p>今回の任期が、来年の4月28日までということで、来期の農業委員候補者の推薦・募集を11月5日から1月間行います。</p> <p>先ほどの説明にありましたように、農業委員の任命については、農業委員会法に基づき手続きを進めて行くことから基本的な手続きや流れは、前回と同じになります。</p> <p>今回の推薦・募集にあたりまして、来期も引き続き、鹿児島市の農地利用最適化の推進を行い、農地行政や農業振興のため、熱い気持ちで取り組もうと考えていらっしゃる方は、ぜひとも引き続き、申込みいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>また、農業委員の活動は、市域全体が活動地域とされていますが、地域の代表であるという側面もあり、農業委員が市内の一定の地域に偏りが生じないよう配慮を行うことが大きな要素の一つであると考えております。</p> <p>今期をもって、ご勇退を考えていらっしゃる農業委員の方は、各地域において、今後募集予定の農地利用最適化推進委員も含め、女性や青年の積極的な登用と認定農業者の確保等、ご尽力いただければ思っております。</p> <p>地域において、農業委員候補者の数が足りない場合は、他の地域の農業委員候補者をお願いすることも考えられます。</p> <p>農業委員は、地域の代表という側面もあります。</p> <p>このことから、地域のことは、地域の方が、一番理解しておられると考えておりますので、各地域での農業委員候補者の掘り起しをお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>次に、今年度、すでに2件の事故が発生したことから、改めて現地調査等の際には事故のないように注意してください。</p> <p>・平成30年度第8回総会（月例）開催日時は、 11月28日（水）午前10時開会 本館2階 講堂</p> <p>総会終了後に「かごしま農業委員会だより」編集会議をこの場で開催します。編集委員の方は、このままお待ちください。</p> <p>合わせて、県外視察研修の打合せもこの場で行います。対象の方は、このままお待ちください。</p> <p>以上で、事務局からの連絡を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時05分）</p>